

札幌市における電力調達及び再エネ電力導入拡大スキーム検討業務 提案説明書

1 本書の目的

本書は、本市が実施する「札幌市における電力調達及び再エネ電力導入拡大スキーム検討業務」の委託について、ヒアリング審査により契約候補者を選定するために必要となる事項について定めるものである。

2 業務概要

- (1) 業務名
札幌市における電力調達及び再エネ電力導入拡大スキーム検討業務
- (2) 業務内容及び提案を求める事項
別添「札幌市における電力調達及び再エネ電力導入拡大スキーム検討業務 仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりに
- (3) 履行期間
契約締結日から令和9年3月26日まで
- (4) 委託費（契約限度額）
28,050,000円（消費税等相当額を含む）以内

3 参加資格等

以下の要件のすべてを満たす者とする。

- (1) 提案書類の提出期限日までに、札幌市競争入札参加資格者名簿において、業種分類が大分類「一般サービス業」又は「建設関連サービス業」に登録されている者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (4) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止措置を受けている期間中でないこと。

4 提出書類

- (1) 企画競争参加申請書（様式1）
- (2) 会社概要（様式2）
- (3) 企画提案書
 - ア 関連業務の履行実績（様式3-1）
国または地方自治体の履行実績を記載すること。
 - イ 業務実施体制（主担当者の経歴等を含む）（様式3-2）
 - ウ 業務実施スケジュール（A4版片面1枚以内、様式任意）
 - エ 本市の現状と課題（A4版片面1枚以内、様式任意）
 - オ 業務内容（A3版片面3枚以内、様式任意）
 - カ 再委託予定先の一覧（A4版片面1枚以内、様式任意）
本業務の全部を第三者に委託してはならない。ただし、業務遂行上、本業務の一部を再委託する必要がある場合は、再委託先について、以下の事項を記載すること。

- (ア) 会社名
業務実施体制（様式 3－2）で記載した再委託予定先と同一の表現を使うこと。
- (イ) 所在地
複数の拠点を持つ場合においては、本業務を行う予定の者が契約期間中に最も多く勤務する場所を記載すること。
- (ウ) 再委託する業務の範囲
- (エ) 再委託が必要な理由

5 企画提案書の内容について

別紙「仕様書」及び別表「評価基準」を熟読のうえ、以下の点について、企画提案を行うこと。

(1) 標準的な提案項目

- ア 関連業務の履行実績
- イ 業務実施体制
- ウ 本市の現状と課題
- エ 業務実施スケジュール

(2) 業務内容に係る提案項目

- ア 事例調査と手法の整理
本市の課題解決に有効と考えられる他自治体の先進事例の選定方針について提案すること。また、サプライチェーンの可視化等に向けた調査手法を提案すること。
- イ シナリオ及びモデルの構築
本市の施設特性や所有発電所の状況を踏まえ、2030年までの具体的な対応及び2030年以降の電力脱炭素化に向けた最適なシナリオの検討手法を提案すること。また、構築される事業モデルとその経済性・リスク評価のアプローチについて提案すること
- ウ 再エネ発電設備の立地可能性の高いエリアの抽出・検討に係るアプローチ
札幌市の都市計画区域内において、再エネ発電設備の長期的な導入量を見通すため、再エネ発電設備の立地可能性の高いエリアの抽出・検討に必要な既存情報の収集・整理に関する知見や導入量を見通すためのプロセスを提案すること。
- エ ステークホルダー・ダイアログの企画
想定シナリオの実現に対して、電力の脱炭素化に影響力のある関係者をリストアップする際に重視する視点を提案すること。また、本市が求める成果を導き出すうえで、効果的な議論の進め方について提案すること。
- オ 独自提案
提案説明書に無い項目で、本業務に資する独自の提案を行うこと。

6 企画提案書作成にあたっての留意事項

- (1) A 3 版については、Z 折りにして綴じること。
- (2) 企画提案書には表紙をつけ、表題として「札幌市における電力調達及び再エネ電力導入拡大スキーム検討業務」と記載すること。
- (3) 企画提案書は正本 1 部、副本 11 部を作成し、正本は表紙に社名を記載するが、副本には記載しないこと。副本はダブルクリップ等で留め、ホチキス留めはしないこ

と。

- (4) 正本を除き、会社名及び会社名を類推できる表現や氏名を入れず、会社名については「弊社」若しくは「〇〇社」、氏名については、「〇〇」、複数名を記載する場合は、アルファベット表記等、特定できない表現で記載すること。ただし、これらが混在しないように留意すること。

また、所在地についても、正本を除き、「北海道札幌市」など市町村までの記載とし、会社を特定できないように留意すること。

- (5) 提出できる企画は、1 提案者につき 1 案までとし、複数案の提案は認めない。また、1 案の中に複数パターンの企画が含まれる提案も認めない。

- (6) 体裁は以下のとおりとする。

ア 言語は日本語、通貨単位は円とすること。

イ ワードプロソフト等を使用して記載する場合は、文字サイズ12pt以上に設定すること。また、手書きで記載する場合は、1 行あたり39文字を限度に記入すること。

ウ 上下左右に20mm以上の余白を設定すること。

7 企画競争実施に係るスケジュール

本企画競争実施に係るスケジュールは以下のとおり予定している。

企画競争実施の告示	6 月 29 日（月）
質問受付	6 月 29 日（月）～ 7 月 7 日（火）15 時
企画競争参加申請書及び会社概要の提出期限	7 月 7 日（火）15 時
参加資格審査結果決定通知送付 質問に対する回答のホームページへの掲載	7 月 13 日（月）17 時までに行う
企画提案書の提出期限	7 月 21 日（火）12 時
ヒアリング審査	8 月 7 日（金）予定 ※提案者多数の場合、書類審査により 3 者程度に選考し、ヒアリング審査を実施する 書類審査の結果は 7 月 31 日（金）までに通知する
契約候補者の発表	ヒアリング審査の 2 日後を予定（土日祝不算入）
契約の締結（予定）	8 月下旬から 9 月上旬に予定

8 提出方法等

- (1) 提出部数

ア 企画競争参加申請書（様式 1）、会社概要（様式 2）：各 1 部

イ 企画提案書：12 部（正本 1 部、副本 11 部）

- (2) 提出期限

ア 企画競争参加申請書（様式 1）、会社概要（様式 2）

令和 8 年 7 月 7 日（火）15 時【必着】

・提出が無い者からの企画提案は受け付けない。

・参加資格の審査を行い、令和 8 年 7 月 13 日（月）までに結果を通知する。

- ・企画競争参加申請書提出後に参加を取りやめる場合には、事前に連絡すること。

イ 企画提案書：令和8年7月21日（火）12時【必着】

(3) 提出先

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所12階
札幌市環境局 環境都市推進部 環境エネルギー課 担当：室腰、廣永
電話：011-211-2872 FAX：011-218-5108
e-mail: kan.energy@city.sapporo.jp

9 質問の受付及び回答

本業務の企画提案に関する質問は、「質問書」（様式4）を提出するものとする。

(1) 質問受付

ア 受付期間

令和8年6月29日（月）～7月7日（火）15時

イ 提出方法

Eメールで受け付ける。Eメールの件名は「札幌市における電力調達及び再エネ電力導入拡大スキーム検討業務に関する質問」とすること。Eメール送付後、電話により提出先へ確認すること。

ウ 提出先

上記8(3)のEメールアドレスに提出すること。

(2) 回答

回答は、ホームページに令和8年7月13日（月）17時までにすべての質問に対する回答を掲載する（質問を行った法人名等は公表しない。）。なお、提出期限までに到着しなかった質問に対しては、回答しない。

10 企画提案の審査

企画提案は、「札幌市における電力調達及び再エネ電力導入拡大スキーム検討業務に係る企画競争実施委員会」（以下「実施委員会」という。）において審査する。

審査に当たっては、実施委員会の各委員が(3)「評価基準」に基づき、100点満点で採点し、各委員の評価点の平均が60点を超え、かつ、最も優れた企画提案者を本件業務の契約候補者として決定する。

なお、企画提案者が1者の場合でも審査を実施することとし、各委員の評価点の平均が60点を超える場合には契約候補者として選定する。

(1) ヒアリング審査

ア 日時

令和8年8月7日（金）（予定）

※提案者多数の場合、書類審査により3者程度に選考し、ヒアリング審査を実施する。書類審査の結果は、7月31日（金）までに通知する。

イ 会場

札幌市役所会議室（予定）※日時及び会場は別途通知する。

ウ 発表方法

企画提案書を用いた説明とする。

エ 発表時間について

1企画提案者あたりプレゼンテーション15分、質疑10分（予定）。

なお、企画提案者数に応じて変更する場合がある。

(2) 選定結果の通知、結果に対する質問

各審査後、提案者全員に速やかに文書により通知する。また、選定結果に疑義があるときに対する質問は、通知があった日から起算して3日以内に8(3)へ様式4を提出すること。

(3) 評価基準

別表のとおり。

11 事業者の決定について

上記10により選定した契約候補者と仕様書に基づき詳細を協議したのち、札幌市契約規則、事務取扱要領その他の関係規程に基づき、特定者を相手方とする随意契約の方法により契約を締結するものとする。

なお、協議が不調に終わった場合や、下記12(5)の事項に該当する場合には、実施委員会において次点とされた者と交渉する場合がある。

12 その他の留意事項

(1) 著作権等に関する事項

ア 企画提案の著作権は各提案者に帰属する。

イ 札幌市が本件企画競争の実施に必要と認めるときは、企画提案を札幌市が利用（必要な改変を含む。）することに許諾するものとする。この場合は、あらかじめ提案者に通知するものとする。

ウ 提案者は、札幌市に対し、提案者が企画提案を創作したこと及び第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。

エ 企画提案の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、提案者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ札幌市に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

オ 提出された企画提案その他本件企画競争の実施に伴い提出された書類について、札幌市情報公開条例（平成11年12月14日条例第41号）に基づき公開請求があったときは、同条例の定めるところにより公開する場合がある。

(2) 提出された企画提案書は返却しない。また、提出後の企画提案書の訂正、追加及び再提出は認めない。

(3) 本企画提案に係る一切の費用は、参加者の負担とする。

(4) 採用となった企画提案については、企画内容の一層の充実を図るため委託者と受託者の協議により、内容の一部を調整する場合がある。

(5) 失格要件

企画競争参加申請書提出後に以下のいずれかに該当すると判明した場合は、企画提案書類を受け付けず、もしくは評価をせず、または契約候補者としての選定を取り消すものとする。

ア 参加資格を満たしていないことが判明したとき、または満たさないこととなったとき。

イ 提案書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき。

ウ 不正な利益を図る目的で実施委員等と接触し、または利害関係を有することとなったとき。

エ その他、実施委員会が不適切と判断したとき。